

国土交通省国立研究開発法人審議会令要綱

第一 国土交通省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の組織及び委員等の任命について、次に掲げる事項を規定すること。

一 審議会は、委員二十人以内で組織するとともに、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができるものとし、委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人である場合にあつては、研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、国土交通大臣が任命するものとする。

二 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあつては、当該専門の事項に係る研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、国土交通大臣が任命するものとする。

（第一条及び第二条関係）

第二 委員の任期は二年とし、委員は再任されることができるとすること。（第三条関係）

第三 審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙するものとするこ

と。

(第四条関係)

第四 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。

(第五条関係)

第五 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならぬものとする。

一 外国人である委員及び議事に関する外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関する臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。

二 委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席すること。

(第六条関係)

第六 その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこと。

第七 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)